

「第1種衛生管理者能力向上教育」のご案内

令和8年5月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法第19条の2に、安全衛生水準の向上を図るため、衛生管理者等労働災害防止の業務に従事する者に対して、業務に初めて従事する時及び定期(概ね5年ごと)に、能力向上教育を受ける機会を与えるよう努めなければならないことが規定されています。

厚生労働大臣が定める指針に基づく「第1種衛生管理者能力向上教育」を以下により実施しますので、第1種衛生管理者に選任されて概ね5年以上経過された方は、是非とも受講いただきますようご案内いたします。

(受付 8:10~8:25)

- 1 日時 令和8年7月28日(火) 8:30~16:50 及び
令和8年7月29日(水) 8:30~15:50 【学科 13時間】
- 2 場所 鳥取県労働基準協会会館 (鳥取市若葉台南1丁目17番地)
- 3 日程 ①労働衛生管理の機能と構造(2.5時間) ②作業環境管理(1時間)
③作業管理(2時間) ④健康管理(2.5時間) ⑤労働衛生教育(1時間)
⑥実務研究(2時間) ⑦災害事例及び関係法令(2時間)
- 4 受講料 鳥取県労働基準協会会員 17,000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含)
(消費税10% 内税円)
非会員 19,000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含)
(消費税10% 内税1,727円)
- 5 申込方法 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX又は持参、郵送でお申し込みください。
受講料は、振込又は持参にてお支払いください。(振込手数料はご負担ください)
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。
申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17番地)
FAX 0857-52-5061 登録番号 T5270005000526

口座	鳥取銀行	鳥取支店	普通	0051204
名義人	(一社)鳥取県労働基準協会東部支部			
- 6 受講申込・受講料支払期限 令和8年7月14日(火) なお、定員50人とします。
- 7 その他 (1) 筆記用具を持参してください。
(2) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者には各人に修了証を交付します。
(3) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。
(4) 感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。
(5) 教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕を持って会場にお越しください。
(6) 会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先 鳥取県労働基準協会東部支部 TEL 0857-52-5060 担当 平井

FAX 0857-52-5061

第1種衛生管理者能力向上教育 受講申込書

令和8年7月28日(火)～29日(水)開催

フリガナ 氏 名	生 年 月 日

※ 修了証に記載しますので、正確に記入して下さい。

鳥取県労働基準協会（ 会員事業所 ・ 非会員 ） どちらかに○をしてください。

受講者数（ 人 ） 受講料合計（ 円）

上記のとおり申し込みます。受講料は 月 日に（ 振込 ・ 現金払い ）します。

（申込・受講料支払期限は令和8年7月14日(火)です。）

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通 0051204

名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部

※インボイス希望（ する・しない ）（どちらかに○印をして下さい。）

希望する場合は必要なものに○印をして下さい。（請求書・領収書）

令和8年 月 日

〒

所在地

事業所名

業種

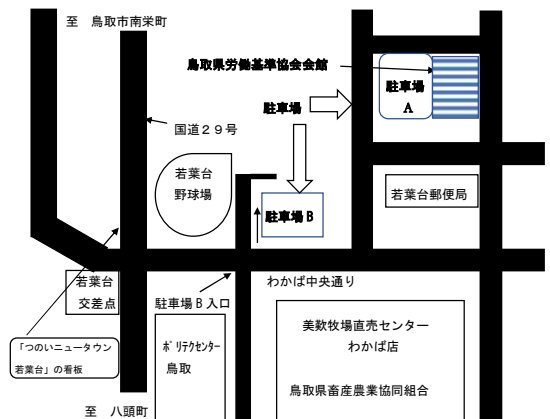
TEL

Fax

（ご担当 ）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

駐車場の案内



○ 鳥取県労働基準協会会館の駐車場 A が満車の場合、駐車場 B（ニュータウン中央公園駐車場）をご利用ください。